

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年6月28日（月）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室
- 3 事 件
議案第68号 損害賠償の額を定めることについて
所管事務調査 広島県水道広域連携の進捗状況について
三次市水道使用料等検討委員会の報告について
新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業の実施状況について
内水対策事業（貯留施設整備事業等）の進捗状況について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【水道局】明賀水道局長, 濱口水道課長, 藤川営業係長, 高尾水道課建設係長
【産業振興部】中廣産業振興部長, 山西商工観光課長, 呑谷商工労働・企業誘致係長
【建設部】秋山建設部長, 細美土木課長, 大前都市建築課長, 井場建設部付課長, 小林管理係長, 熊谷建設係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

本日の審査日程について申し上げます。本日は、事前にタブレットに掲載しています次第のとおり行いたいと思います。まず、議案1件について執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論、採決を行います。その後、所管事務調査4件を実施いたします。

また、今定例会もケーブルテレビ中継が行われます。先日の議会運営委員会で確認されました常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って委員会運営を行います。説明員は着座のまま説明、答弁いたしますことを事前にお知らせしておきます。委員の皆様も円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、審査順にありますように、議案1件について提案理由の説明を受け、質疑を行いたいと思います。その後、議案の採決、委員長報告について御協議いただきたいと思いますが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

また、暑いと思われる方は上着を脱いでも構いませんので、お願いいたします。

それでは、審査に移ります。

(執行部入室)

○保実委員長 おはようございます。議案第68号、損害賠償の額を定めることについてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員の皆様、改めましておはようございます。座ったままで失礼をさせていただきます。

それでは、水道局から、議案第68号、損害賠償の額を定めることについてを御説明させていただきます。説明のほうは、提出をさせていただいております資料のほうでさせていただきます。

まず1、提案理由についてでございます。令和3年3月16日に三次市粟屋町で発生した濁水による水質事故の損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして2番、損害賠償額につきましては、76万1,736円でございます。

続きまして3番、債権者につきましては、資料に記載のとおりでございます。

4番、水質事故の概要についてでございますが、三次市三次町の祝橋付近で水道管の漏水修繕工事を実施するに当たり、水量を抑制するためにバルブ操作を行ったことにより濁水が発生し、債権者に製品代金等の損害を与えたものです。

続きまして5番、過失割合につきましては、三次市が100%、債権者が0%の過失割合でございます。

6番、漏水修繕箇所につきましては、三次町の祝橋付近となりますが、一般県道三次江津線の歩道内に埋設してある口径150ミリの鑄鉄製の配水管で、管の継ぎ手部分からの漏水でございました。

最後に7番、水質事故現場でございますが、資料に記載のとおりでございます。

以上で水道局からの御説明とさせていただきます。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

重信委員。

○重信委員 この事故に際して、二度とこのようなことがないように、水道局内では再発防止について、どのようなお話をされたのかが1点目です。

2点目として、修繕工事の際、先ほど説明がありましたが、水圧の変化で濁り水が出たということで、粟屋町の77戸で約30分間断水したという報道もありました。その点についても併せて御所見をお伺いします。

以上、2点です。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 それでは、私のほうから、再発防止についてを御説明させていただきます。

今までも緊急時対応マニュアルというものを作成してございますが、それに基づきまして、事前告知は行ってきておりますが、そのことを再度職員のほうへ徹底してまいることといたしました。特に今回のような事案につきましては、前日に漏水箇所が判明していたことから、当日には工事をするようにしていなかったんですが、そういう案件でありまして、いつでも発信ができるように、速やかに事前告知の準備だけはあらかじめしておくようにということといたしました。

それから、緊急性が高く、周知に十分な時間が取れないような場合のことでございますが、そういった場合は、大口の使用者様には直接電話連絡をさせていただくことといたしました。

それから、今、システムといたしまして、マッピングシステムという機械で断水検索等、いろいろやっておるんですが、そのシステムに、あらかじめ大口使用者様の登録などをしておいて、検索機能で、すぐにそこだけをピックアップできるような機能改善をしていこうというところで、話をしたところです。

それから、工事日程の検討につきまして、漏水状況にもよるんですが、時間的な余裕があれば、なるべく深夜の工事としたいと。それから、さらに余裕があれば火曜日の深夜工事、といいますのは、水曜日が定休日の店舗が多いというところで、少しでもリスクを減らすために、そういった措置をできるだけ考えていこうというようなことを考えております。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 水圧の変化で、77戸で30分間断水と新聞報道がありましたけども、こちらが、緊急的に工事をさせていただいたということでございまして、事前周知をする時間が十分取れてなかったというところで御迷惑をおかけして、こちら、77戸につきましては、高いところにあるお宅のほうで断水になっております。というのが、そのお宅については加圧ポンプで送るんですけども、加圧ポンプまで水が行かなかったというのが、バルブ操作によって水量を絞った関係で、そこまでたどり着かなかったということで断水になっております。そもそも濁り水というのが、漏水工事の場合は、土の中に管があるわけですけども、土を巻き込むわけではなくて、水圧が強いので、土が入ってこないですけど、その管の中にある鉄さびとか、もともと長年ついた鉄さびとか水あかとか、水量、水の勢いが変わることによって剥がれて流れ込むという形になりますので、土が入ったとかいうことではないんですけども、77戸については御迷惑をおかけしております。事前周知に、ラインとかツイッターを使いながら、引き続き努めていきたいと思っておりますので、今回、ちょっとライン、ツイッターのほうに合わなかったということがございますけども、事前周知に努めていきたいと思っております。

○保実委員長 重信委員。

○重信委員 漏水には早期発見が必要不可欠だと思います。怪しい箇所を見つけて、地中の異音を早く調べるといことも、課長も、新聞報道で書いてありました。地道に作業をよろしく願います。要望です。

以上です。

○保実委員長 ほかに。

山田委員。

○山田委員 今の説明で、原因のほうは大体把握したんですけども、実際濁った水が出て、その水がどういったものかというのが、先ほどあったように、管の内側のものが流れ出たと、ただ、結構濁っているので、それが人体への影響ですよ。あるかないかと、ちょっと不安になるところだと思うんですが、その辺りは調査されたのかということと、調査結果、そこら辺は大丈夫だったのかというのを教えてください。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 濁りの原因という、今回は赤さびということで、鉄分のところなんですけども、当然たくさんの濁りを飲むというのはよくないんですけども、そこは濁りと、色度というんですけど、色度と濁度、色がどんなかということと、濁りがどんなかというのを測る装置を持っていて、それで、漏水修繕工事が終わった段階でそういった検査と、あとペーハーという、アルカリ性、中性というのを測る装置がありますので、それで測らせていただいた。見た目で、臭いがあるかとか、透明かどうかというようなのも、職員のほうが検査をして対応しております。給水ポイントも今回設けさせてもらっていますけども、本管に通っている水が安全ということを確認できてから、給水ポイント解除というような形にさせていただいております。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 今までこういう例があんまり記憶にないじゃけど、あったのかどうなのかということと、それから、断水して復旧するじゃない。復旧しますよというような、ラインか何かで出ておったと思いますが、そのときに、復旧でまた流れるというときには検査をせん。濁り水のまま送ったということになっとるんだろーと思えますが、そこはどういうことなの。どういうふうなのかということをお聞かせ願いたい。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 過去にこのような事例があったかということについて、私のほうから説明させていただきます。

過去にもバルブ操作、あるいは修繕工事等によって濁水が発生したということは、範囲の大小はありますが、今までも起こってはおります。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 水が安全であるという確認というところなんですけども、水道局の職員とか、あと今回、今も委託させてもらっていますけども、水道の水を作る委託業者さん、そちらのほうでも検査をすることができます。先ほどの色度、濁度、ペーハー、そういったところの検査はさせてもらって、安全を確認させてもらうんですけども、今までの事例的なところでいいますと、昨年度の秋ぐらいだったと思うんですけど、十日市でも濁りが出たのがありました。あれにつきましては、管の中の鉄分が剥がれて濁ったというふうな、そういう所見を持っておりますけども、そういったことがあったときに、宅内のほうで濁りが出た場合には水道局のほうに御連絡いただきまして、それで、水がきれいになるまでどれくらいの時間流されたかということと、水量のほうを引かせていただくという対応をさせていただいております。

今回の賠償案件につきましては、過去にこういう金額はなかなかなかったかと思いますが、これにつきましては、実際費用的に損害を被っていらっしゃるというところで、事前の周知が十分できてなかったというところで、賠償させていただこうと思っております案件でございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 始めのは分かったんじゃないけど、ちょっと分からなかったのは、安全確認をして流したのなら大丈夫じゃないの。違うの。流れた水は、安全確認をしたときの水じゃないの。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 すいませんでした。業者のほうへ流れた水というのが、修繕工事をしている最中にバルブ操作をしたところ、その管の中で濁りが発生したものでございます。さっきの一番最後に確認したと申しあげましたのは、修繕工事が完了して、管の中に濁りがたまっているものを吐き出すんですけども、それをドレン排水とか、消火栓のところを開けて、濁り水を出して、それで濁りが取れたというふうな判断をしましたときに、水質検査とかもしまして、簡易的にしまして、それでオーケーをさせていただくという形になっておりまして、業者さんのほうに流れたときにはきれいな水が流れていたんですけど、バルブ操作をすることで濁りが発生したということでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 よう分からんけど、開けて、流し出して、検査をするときにはまだ流してないということ。どの時点で検査をして、良として流し出すんですか。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 水は、断水したところもありましたけども、基本的には送らせてもらっている状態です。ただ、それがきれいな水ではなかったと。濁りが出たときというのが、通常はきれいな水が流れているんですけど、それが、バルブ操作をすることで今回濁って、濁った水が御迷惑をおかけしたということです。修繕工事が終わりました、管の中にもまだ濁った水がたまっていますので、それを通常、水を送り続けていることできれいな水に入れ替わってきます。入れ替わった状態のものを簡易的に検査させていただいて、色度、濁度、ペーハー、それから臭いがないとか、そういったところを見させてもらって、きれいな水になったというふうな判断をさせてもらっています。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 栗屋町の一帯は、先ほど課長が説明いたしましたように、ポンプで送らないと行かない箇所と、自然流下でそのままずっと流れ続けるエリアと分かれているというか、地域の中にそれぐらいの高低差があります。今回御迷惑をおかけした施設は、どちらかということ、低いところにあつたので、意図的にバルブを全部絞って断水しとったわけではないんです。漏水しているところ、カバーみたいなものをかぶせるんですが、全部出した状態でやると、すごい水圧なので、カバーがかけにくいので、多少なりともバルブを絞って、出ていく水を少なくして工事をやるとるわけなんです。なので、水圧にあまり影響を受けない地域はずっとそのまま濁った、作業しよるときの濁るとる水がそのまま流れ続けておったということで、最後に配水確認をする段階においても、ず

っと流し続けるわけですから、こちらで濁った水がずっとそのまま送られて、その御迷惑をおかけした施設はそのまま稼働されとったんで、そちらへ引き込んでしまって、濁水が混入したということでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 よう分からんのじゃけど、要するに、きれいな水になって、検査をした後に流れるということじゃないわけですよ。バルブ操作しよるときにはもう濁ってきよるとい、じゃけえ、工事をしようとして、その水は流れよるわけじゃけえ、使うちゃいけませんよという周知はしなかったんですか。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 基本的に水道管、本管の中は断水をしないというのが第1のやり方であります。よっぽどのがないと、断水をしてしまいますと、あらゆるところへ不具合といいますか、不都合が生じるおそれがあるので、水は止めないというのが原則なんですけど、今説明しましたように、少し水量を絞ってやったということで、どうしても濁った水は流れ続けるということです。ドレン排水というのは、一般家庭がお使いになる前に、なるべく末端辺りへ全部造っておるんですが、そこから勢いよく水を出せば、使われる前にその水が全部そこから排水されてきれいになるという単純な仕組みなんですけど、そういうことで、末端できれいになったということは、その管は全てきれいになっただろうという確認でございます。

○保実委員長 どうぞ。

○竹原委員 要するに、濁った水が、濁るとるよということを業者へ通知するのは、今後はどうなるわけですか。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 失礼いたします。先ほど再発防止の話をさせていただいたとおりであります。当然今回みたいに間に合う場合は、今から工事をしますので使わないでくださいとか、ため水をしてくださいとかいう周知を事前にさせていただいて、今までもそうやっておるんですが、今回の事例につきましては、前日、漏水調査をする委託業者のほうから、ここが漏れよるですよという報告を受けて、量的にはすぐに対応するレベルではないというふうに判断しておったんですが、実際、次の日に職員が現場へ行きましたところ、もうかなりの、道路の表面まで振動が伝わってくるぐらいの量が推測をされたということで、本来であれば、告知を先にせにゃいけんのですけど、とにかく漏水が大変なことになっちゃいけんで、すぐ工事をしようということで、工事を優先してしまったことで告知が遅れて、こういうことになったということでございます。

○保実委員長 どうぞ。

○竹原委員 必ず告知をした後に工事をするということですか。

○保実委員長 局長。

○明賀水道局長 告知をしてから工事のほうはさせていただきます。緊急性が高い場合には、先ほども申しましたが、全部へできなくても、大口の使用者さんのほうには直接電話で、こういうことでちょっと急遽やらさせていただきますという電話連絡だけでもさせていただこうということにさせ

ていただきました。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 いろいろこの事案につきまして、背景、そういったものは先ほど御説明いただきましたものですから、分かりました。損害賠償の額を定めることについて、このことにつきましては、私は合理的な対応だと思いますから、それはそれで、額を定めてお支払いをしていくということについて問題はないとは思いますが、やはり市民の皆さんがこういう事案を見たときに、じゃ、このお金の出どころは、どういうところから出ていくのかと、そういったところがやはり疑問になるかと思うんですね。例えばそれが一般会計の財源から出ていくのか、あるいは水道事業会計から出ていくのか、あるいは損害保険的なものから対応されるのか、こういったところがまだまだ市民の皆さんはお分かりにならない、そういうところかなと思いますので、損害賠償の額を定めてお支払いされる暁においては、どういうところで対応されるのかということを質問いたします。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 水道課では保険を掛けております。損害保険でございますけれども、内容的には1億の賠償額、ただし、濁り水に関しては1,000万を上限にする保険でございます。今回、迷惑をおかけした業者さんにつきましては、全額保険対応をさせていただいております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 保険対応ということですが、お支払いした暁において、保険の加入金額が増えるとかいうことはないのでしょうか。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 保険のほうは、金額は変わりません。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 給水条例とかを見ても、賠償のこととか、一切書いてなかったと思うんですけど、普通、世間一般上、損害を出したけえ、支払わにゃいけんということで、今回、100、ゼロとなつとるんだろうと思うんですけども、例えばこれからも起きたとして、さっき言うちゃったように、一般家庭は吐き出した水分だけ減額すると、飲食の関係とかだったら損害賠償を払わにゃいけんみたいな、払う払わんの分け、企業というか、業種とか、これは全部どこが決めるんですか。訴えを起こされたりして、調停で決まっていくのか、もう保険会社なり三次市と、両者の話合いで決まっていくもんなんですか。十日市なんかもどンドン漏水やらありよるけど、例えばこの辺の飲食店とかに影響が出たら、皆、賠償していかんやいけんようなケースもあり得るということですか。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 給水条例のほうに損害賠償のことも書いてある部分がありまして、ただし、自然災害とか、やむを得ない、人命に関わるような事例については損害賠償をしなくてもいいというのが書いてあります。今回の事例につきましては、人命とかということではございませんけど

も、事前の周知が十分できてなかったというところで、相手方に過失があるかという、過失がないという状態でございます。事前周知をきちんと行えば、その辺は、過失割合という部分は出てこようかと思いますが、基本的に、賠償に関しては申し添えて、それについての賠償できるかどうかの判断になってきます。基本的には、一般家庭の方につきましては、今回の例でいいましたら、吐き出された分の水量だけ減らさせていただくという対応をさせてもらっていますけれども、それについては料金のほうに影響しないこともあります。基本水量が決まっておりますので、例えば8立米まで行かない使用水量であれば、1立米減らしても料金に影響しないということはありません。今回の賠償案件の御迷惑をおかけした事業者さんにつきましても、水量のほうは減額させていただいております。水量のほうも減額させていただいて、製品について、金額的に御迷惑をおかけしているという、製品の廃棄費用とか、そういったところで御迷惑をおかけしているということで、申出によって、賠償をさせていただかないといけないだろうということで、賠償案件として、議案として提出させていただいております。

○保実委員長 副委員長。

○杉原副委員長 了解しました。じゃけえ、案件ごと、業種ごとに損害賠償するかどうか検討して、払う払わんも決まっていくんでしょうけど、去年からひどく、十日市にしても、続いとるんで、やっぱり管更新ですよ。その計画をしっかりと立てさせていただいて、金額が足りんけえ、なかなか面積も進まん感じじゃおるんですけど、こうやってずっと市民とか業者さんに迷惑をかけるというのもいけんことなんで、言いたいことはここからですけど、やっぱり料金改定も進めて、予算も確保して、更新をどんどん進めていっていただくように、しっかりとした計画を立ててください。よろしくをお願いします。

○保実委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第68号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○保実委員長 それでは、採決に入ります。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決を行います。

今回は、議案1件を採決いたします。

これより議案第68号、損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があればお願いいたします。ありませんか。

山田委員。

○山田委員 先ほど竹原委員が言われた告知の部分が付議しとけばいいんじゃないかなと思います。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 同じようなことなんじゃけど、原因をやっぱり、何で今回こういうふうになったのかという原因と、その後の対処をしっかりせにゃいけないんじゃないかなと。原因がよう分らんよね、今言うように。じゃから、そこをしっかり。

○保実委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、委員長報告の案分作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月28日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治